

九州工業大学監査室規則

平成27年4月1日
九工大規則第29号

九州工業大学監査室規則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人九州工業大学基本規則（平成19年九工大規則第5号）第11条の規定に基づき、学長の下に九州工業大学監査室（以下「監査室」という。）を置き、その組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 監査室は、次の業務を行う。

- (1) 内部監査の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 監事業務の支援に関すること。
- (3) 会計監査人監査に関すること。
- (4) 会計検査院実地検査に関すること。
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3条 監査室に、次に掲げる職員及び係を置く。

- (1) 室長
- (2) 監査係
- (3) その他学長が必要と認めた者

(室長等)

第4条 室長は、事務職員の中から学長が任命し、監査室の業務を統括する。

2 監査係は、室長の指示に従い監査室の業務を処理する。

3 室長は、監査の企画又は実施等にあたり、必要と認めたときは、学長の承認を得て、本学職員から監査員又は監査補助員を指名することができる。

(他の監査機関との連携)

第5条 監査室は、随時、監事及び会計監査法人と連携し、連絡調整並びに情報の提供及び収集を行うものとする。

2 監査室は、内部監査の実施にあたっては、監事監査及び会計監査人監査との重複を避け、効率的に実施するものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 九州工業大学監査室要項（平成22年6月25日学長裁定）は廃止する。